

技管 ー 400
平成27年7月17日

建設工事受注者の皆様へ

建設部長

最低制限価格等の補正係数による決定に係る試行要綱の廃止について（通知）

最低制限価格等の補正係数については、「最低制限価格等の補正係数による決定に係る試行要綱」（平成20年9月29日付け建管ー1606）により取り扱ってきたところですが、低入札が減少していることや入札契約事務の透明性確保の観点などから、同試行要綱を廃止し、次のとおり取扱うこととしましたので通知します。

1 補正係数の廃止

「最低制限価格等の補正係数による決定に係る試行要綱」を廃止し、最低制限価格等の補正係数による決定を行わない。

2 適用時期

平成27年8月1日以降に入札公告及び指名通知を行う工事

担当 技術管理課 調整・建設マネジメント班
電話 018-860-2431
FAX 018-860-3800